

# 台東区特別職議員報酬及び給料審議会

## 次 第

日 時：令和7年11月17日（月）11時から  
場 所：台東区役所 4階 庁議室

### 1. 開 会

### 2. 委員紹介

### 3. 資料説明

### 4. 審 議

特別区人事委員会勧告を受けての  
議員報酬及び特別職（区長、副区長、教育長）の給料について

### 5. 閉 会

#### <配布物>

- ・委員名簿
- ・【資料1】東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例  
第2条第2項に基づく意見聴取について（写）
- ・【資料2】議員報酬及び特別職の給料の改定に係る資料

資料1



7台総総第947号  
令和7年10月17日

東京都台東区特別職議員報酬  
及び給料審議会会长 殿

台東区長 服部 征夫



東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例  
第2条第2項に基づく意見聴取について

令和7年10月14日付特別区人事委員会から、職員の給与に関する勧告がありましたので、東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例第2条第2項に基づき、議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育長の給料の額について、審議会の意見を求めます。

## 資料 2

# 議員報酬及び特別職の 給料の改定に係る資料

○東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例

昭和39年7月7日

(設置)

第1条 東京都台東区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育委員会の教育長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じて審議するため、区長の付属機関として、東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(意見の聴取)

第2条 区長は、議員報酬等の額の定め方に関する事項を改めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別区人事委員会が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の規定に基づき給料表に関する勧告をしたときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聽かなければならない。

3 区長は、必要があると認めるときは、議員報酬等の額の適否について審議会の意見を聞くことができる。

(組織)

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験を有する者、その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の選任、権限)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、区長が招集する。

(定足数及び議決)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもつてあてる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中東京都台東区防災会議の項の次に次の1項を加える。

区長	東京都台東区特別職報酬等審議会	日額 1,000円 相当額	2等級の職務にある者
----	-----------------	------------------	------------

付 則（昭和48年12月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年9月26日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月2日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年10月24日条例第41号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

付 則（平成27年2月20日条例第9号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

# 令和7年 職員の給与に関する特別区人事委員会の報告及び勧告（概要）

## 1. 月例給

公民較差 14,860円（3.80%）を解消するため、給料月額を引上げ

（詳 細）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ

## 2. 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を 0.05 月引上げ（現行 4.85 月 → 4.9 月）

（詳 細）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月引上げ

これまでの特別区人事委員会勧告に伴う改定状況

\	月額給料(報酬)				地域手当(調整手当)						特別給(期末・勤勉手当)				
	勧告	職員	特別職	議員	勧告	職員(数値)	特別職(数値)	議員	勧告	職員(月数)	特別職・議員(月数)				
令和2年	改定なし	改定なし	据置	据置	改定なし	据置	20%	据置	12%	制度なし	▲0.05月	▲0.05月	4.60月	▲0.05月	3.85月
令和3年	改定なし	改定なし	据置	据置	改定なし	据置	20%	据置	12%	制度なし	▲0.15月	▲0.15月	4.45月	▲0.15月	3.70月
令和4年	0.24%	0.24%	据置	据置	改定なし	据置	20%	据置	12%	制度なし	0.1月	0.1月	4.55月	0.1月	3.80月
令和5年	0.98%	0.98%	据置	据置	改定なし	据置	20%	据置	12%	制度なし	0.1月	0.1月	4.65月	0.1月	3.90月
令和6年	2.89%	2.89%	1.20%	1.20%	改定なし	据置	20%	据置	12%	制度なし	0.2月	0.2月	4.85月	0.2月	4.10月
令和7年	3.80%	3.80%			改定なし					制度なし	0.05月				

# 台東区 職別基本給料月額及び期末手当支給月数 (令和7年6月1日時点)

## 1. 基本給料月額

- ・ 区長：1,151,000円（14位）
- ・ 副区長： 925,000円（12位）
- ・ 教育長： 793,000円（17位）
- ・ 議長：930,000円（12位）
- ・ 副議長：798,000円（8位）
- ・ 委員長：662,000円（14位）
- ・ 副委員長：634,000円（14位）
- ・ 議員：611,000円（14位）

## 2. 期末手当支給月数

4.10月 区長・副区長・教育長（5位）、議員（7位）

※（）内は23区内での順位

# 台東区の財政状況について

## 歳入の概要（令和6年度）

令和6年度の一般会計予算現額133,860,938,000円に対し、歳入決算額は136,084,002,762円で、2,223,064,762円の収入増（収入率：101.7%）。

前年度歳入決算額124,793,174,197円と比較すると、11,290,828,565円、9.0%の増。

なお、本区の主要財源であり、歳入総額の20.0%を占める特別区税の決算額は27,192,744,661円で、前年度と比較すると623,193,437円、2.3%の増となる。

## 歳出の概要（令和6年度）

令和6年度の一般会計予算現額133,860,938,000円に対し、歳出決算額は127,367,616,187円で、執行率は95.1%。

前年度歳出決算額116,837,065,418円と比較すると10,530,550,769円の9.0%の増となる。

## 議員報酬及び特別職の給料等の割合

令和6年度の一般会計歳出決算額（127,367,616,187円）のうち、議員報酬及び特別職の給料等の割合は、0.41%を占めている。

また、令和7年度当初予算額（130,600,000,000円）では、0.40%を占めている状況。

# 台東区議会について（令和6年）

## 1. 議員定数

条例定数	現員数
32人 (平成15年6月25日改正、平成19年3月18日の一般選挙から施行)	32人 (令和7年10月31日現在)

※議員定数条例の改正経緯

改正内容	時 期
40人から38人	昭和58年3月25日改正、同年4月24日実施の一般選挙から施行。
38人から34人	平成7年6月23日改正、平成11年4月25日実施の一般選挙から施行。
34人から32人	平成15年6月25日改正、平成19年3月18日の一般選挙から施行。

## 2. 会議の開催状況

<定例会>

会議名	会期
令和6年第1回定例会	2月 6日～ 3月 26日（50日間）
令和6年第2回定例会	6月 4日～ 6月 27日（24日間）
令和6年第3回定例会	9月 11日～10月 25日（45日間）
令和6年第4回定例会	11月 26日～12月 19日（24日間）
計	143日間

<臨時会>

会議名	会期
令和6年第1回臨時会	7月 25日（1日間）
計	1日間

## 3. 委員会等の構成

名称	定 数	所管事項・調査事項
(常任委員会)企画総務委員会	8名	企画財政部、総務部等に関すること
(常任委員会)区民文教委員会	8名	区民部及び教育委員会に関すること
(常任委員会)保健福祉委員会	8名	福祉部、健康部、環境清掃部に関すること
(常任委員会)産業建設委員会	8名	文化産業観光部及び都市づくり部に関すること
(特別委員会)子育て・若者支援特別委員会	12名	子育て及び若者支援について
(特別委員会)環境・安全安心特別委員会	12名	環境及び安全安心について
(特別委員会)文化・観光特別委員会	12名	文化政策及び観光について
(特別委員会)交通対策・地区整備特別委員会	12名	交通対策及び地区整備について
(特別委員会)予算特別委員会	16名	予算について
(特別委員会)決算特別委員会	16名	決算について
(他)議会運営委員会	8名	議会運営に関すること等
(諸会議)議員協議会	32名	定例会・臨時会の運営に関すること等
(諸会議)議会広報委員会	10名	たいとう区議会だよりの編集・発行等
(諸会議)議会改革推進協議会	10名	議会改革に関する諸課題について
(諸会議)議会ICT活用検討会	8名	ICTの活用・導入・運用に関すること

## 4. 行政視察実施状況

企画総務委員会	11月5日（火）～7日（木） (1) 宮城県仙台市 Full Digitalの市役所の実現に向けた取り組みについて (2) 青森県八戸市 広報はちのへのリニューアルにかかる取り組みについて (3) 北海道函館市 市公式LINEを活用したONLINE市役所について
	10月30日（水）～11月1日（金） (1) 香川県丸亀市 東洋炭素アーバンスポーツパーク丸亀について (2) 岡山県岡山市 岡山市電子町内会について (3) 大阪府吹田市 スクールロイヤーを活用した法務相談体制について デジタル・シティズンシップ教育について
	11月13日（水）～15日（金） (1) 福井県 eスポーツを活用した地域の高齢者元気応援事業について (2) 富山県富山市 富山型デイサービスについて 健康づくり推進事業について
保健福祉委員会	11月11日（月）～13日（水） (1) 北海道札幌市 札幌市産業振興センターについて ウォーカブルなまちづくりについて (2) 北海道北広島市 ボールパーク整備に伴う周辺のまちづくりについて
	8月5日（月）～6日（火） (1) 大阪府茨木市 文化・子育て複合施設 おにくるについて (2) 兵庫県明石市 あかしこども広場について
	7月31日（水）～8月1日（木） (1) 大阪府堺市 堺エネルギー地産地消プロジェクトについて (2) 広島県 IoTスマートごみ箱について
子育て・若者支援特別委員会	件 数
議員提出議案	条例の制定・改廃 43 予算 18 契約 22 人事の同意 4 専決処分 1 決算 6 その他 20 計 (1) 114
議員提出議案	条例の制定・改廃 一 規則の制定・改廃 一 意見書 2 決議 1 その他 一 計 (2) 3
① 原案可決議案数	117
② 修正可決議案数	一
③ 否決議案数	一
議決議案数 (①～③)	117
④ 繼続審査議案数	一
⑤ 審議未了議案数	一
⑥ 議案の撤回	一
議案数合計 (①～⑥)	117

## 6. 陳情・請願の審査結果

審査種別	件 数
採択	3
趣旨採択	5
不採択	5
一部採択	一
取り下げ許可	2
計	15